

國學院大學學術情報リポジトリ

羽賀寺年中行事の関心

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 横田, 光雄, Yokota, Mitsuo メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000696

羽賀寺年中行事の関心

横田光雄

はじめに

羽賀寺年中行事^①と称される史料がある。これは、作成者のどのような関心の表れなのであろうか。小論の課題は、このことの考察にある。

若狭国遠敷郡国富莊（現福井県小浜市内）に所在の羽賀寺は、中世には三井寺また青蓮院、さらに東寺の末派に属した^②現在真言宗の古刹である。同寺文書中に伝わる羽賀寺年中行事は、早くから注目されて活字化また原寸複製本が作成され、^③福井県文

書館ではデジタル画像の閲覧が可能である。書誌的には、紙数五十七枚の袋綴の冊子で、表紙と巻末の七枚、裏表紙は後補で、その内側に原表紙が残るといふ。成立は、前半の年中行事の部分（以下、年中行事部分と表記）が天文の初め頃、後半の「諸事条々」と題される部分（以下、「諸事条々」部分と表記）が天文年中より永禄元年（一五五八）までの間で何回かに分けて書かれ、書体は中途から異なるが全て同筆で、同寺住持が年中行事を記録するため作成したものと推定されている。^④記事の余白や後補の料紙部分には、おおむね近世に属する異筆の追記があるが、ここでは直接の考察の対象から除外する。

この史料が特徴的なのは、原表紙に「当寺年中行事」と打付外題を記しながら、過半をしめる「諸事条々」部分で、寺院内外の出来事を記していることである。注目されたのは一つにこのためであり、若狭武田氏研究^⑤に、あるいは近年の中世後期顕密寺院についての若狭国を事例とした全体史的叙述、具体的には祈禱を軸とする在地深化と一國規模での「国祈禱体制」の存在、祈願所化や領国単位の本末関係の創出を通じて大名権力による編成などに、部分的な記述が利用されている。しかし翻つてみると、右に利用の僅少な部分は、他のほとんど全ての部分とともに、本来どのような意味をもっていたのであろうか。既設の論証目的に照らし、史料の必要部分の抽出と論理化された整序の利用に基づく客観化された叙述の一方で、作成者の価値意識に発する関心の具現化としての羽賀寺年中行事、という基本的認識に即した本来的な史料解釈の必要性を、この問いは示している。小論の表題に、「関心」を掲げたのはこのためであり、歴史的存在である人間の主観に即した、具体的には一顕密僧の意識裡に結ばれた、一戦国期顕密寺院の生きた活動の一端に触れようとするにほかならない。小論では、他の若狭国顕密寺院の史料をも援用し、個別の史料がもつ可能性の一方にある限界性にも対処しつつ、以下三章に分かつて考察を進める。

一 年中行事

まず、成立からみてゆく。その十二月の項に、巻数調製に關し「十三日、巻数院主御坊御調あり」として、送り先を小浜政所院所代永井殿、国富三方、畑田殿と記している。ここで院主とは住持である。ついで「諸事条々」部分をみると、「御祈願所以後巻数条々」として、五日が誕生日の武田信豊のために、正五九の三齋月各五日と十月五日の本誕生日、十二月十三日とに巻数を調製し、十八日が誕生日の「別所殿様」すなわち父武田元光のために、三齋月の各同日と十二月十三日に調製する旨記されている。ところが年中行事部分には、これらの記載がない。武田氏の祈願所化は、祈禱の義務化の一方、未来取得分も含め「寺領^并諸寄進買徳田畠山林等^并諸堂社供僧職別当職同坊中^⑥」の安堵を伴う、寺家・坊中にとつては大きな意味をもつものであった。にもかかわらず、関心が払われていないのである。ここから成立は、羽賀寺が武田氏の祈願所化した天文九年（一五四〇）^⑩以前ということになるが、さらにもう一段の紋り込みが可能である。すなわち、二月五日のこととして、「右京亮殿へ御礼」と記されている。周知の通り元隆は、武田氏の最右

力家臣であったが、天文七年二月、元光の圧迫により丹後国へ出奔している。よって、成立の下限は天文七年と認められる。

また、住持とされてきた作成者はどうか。時代は少々遡るが、永仁二年（一二九四）六月日付明通寺院主頼禪置文写には「院主識事、以戒薦一和尚、然者、以一和尚可被為院主」とあって、院主には戒薦第一の僧を補すとされる。羽賀寺においても、一和尚から七和尚までいた（年中行事部分・「諸事条々」部分）。そうであれば、年齢は高くなることが予想され、現に享祿三年（一五三〇）小浜誓願寺千部経会導師羽賀寺院主光慶は、「年満七十」（「諸事条々」部分）であった。羽賀寺年中行事で明記される年代の下限は永祿元年であり、全文同筆を否定するだけの積極的な要素も見出し難い中、身体状況には個人差もあろうが、天文九年以前からの十九年間以上に涉って、同一人の院主在職がありうるかという問題が生じる。しかも、先に引用の「院主御坊御調」をはじめ、年中行事部分には院主に対して尊敬の意を添える表現が散見される。よって作成者は、寺僧であることは動かないものの、必ずしも現任の院主とは限らないということになる。

次に、年中行事部分の内容である。記載順に概要を示せば、正月は鎮守羽賀姫明神（羽賀宮神社）朝拝、羽賀政所・領家方

本所・半済・税所代永井氏へ礼（後述）、毘沙門堂・鎮守宮・天満宮・勢馬堂の行（おこない）、心経会、大般若経（転読か）、羅漢供、番匠・檜皮大工・畳大工饗心、藏開き、二月は（羽賀寺か）行、頭差（頭とは「竹原天神宮大頭」か、同宮については後述）、田遊、天満宮行、歩射会、常楽会と猿楽興行、三月は節供、四月は仏生会、夏籠、五月は大般若経（転読か）、節供、六月は伝教大師法楽、天王（の祭儀か）、竹原（後述）、七月は「一昼夜行事」（七日の執行であり七夕か）、施餓鬼、「晦日に、本堂藏之絵仏其外諸道具毎年撰ミ、当年行事へ渡へし」（本堂に係属する絵仏諸道具の各坊にあるものを各坊所持のそれらと区別して選り分け年行事へ返し渡すことか）、八月は「年行事渡」（年行事の交替）、「先年行事之算用」（決算）、九月は秋経、節供、頭差（同前）、十月は「油たれ」（絞油か）、経頼子、十一月は大師講と猿楽興行、十二月は仏名会、巻数調製、松拍子、などである。

特徴の第一は、法会の内容から天台宗系の年中行事ということである。

第二は、各行事の次第が、皆無といつてよいほど記されていないことである。周知の事柄として、殊更の記述は不要とされたのであろうか。

そして第三は、諸行事の入目や用意すべき品目と数量、その負担者や出所、配分について詳細に記すことであり、記載内容のほとんどを占めて最大の特徴をなす。類型に分かって実例を示せば、(一)「芋一斗・豆腐十挺・塩會・干蕨・開大豆、上年行事之役也」、(二)「清酒六升・肴八斗・餅・塩會・薪、下年行事之役なり」、(三)「牛玉紙・清酒五升・羹一、頭役也」、(四)「愛染堂御鏡、兩作事奉行より一枚充備へし」、(五)「常葉會花足之盛物、惣之下行にて買立」、(六)「清酒五升・羹の入目料足五十文・牛玉紙下行あり」、(七)「百枚御旦供支配之事、三十枚院主御坊、十二枚二和尚、八枚三和尚、以下八相当支配すへし」、(八)「天満宮当番之供僧行事に不參候共餅下行すへし、又惣之用として他行候仁躰_ニ下行同前」、(九)「旦供之餅、禁忌・当病には下行あり」となる。これ以外に、国富壯民からの「地下之頭人」、門前百姓と思われる「寺家百姓」が負担者の場合もあるが、きわめてわずかな上に、寺僧・寺家を中心とした考察であるため、ここでは省略に従う。

右の事例のうち、(一)・(二)は上下二人いた年行事、(三)は行事ごとの頭人、(四)は二人の作事奉行、(五)は各坊より構成される惣寺が負担者であることを明示する。(六)は、特定の負担者が明示されず出所が不明であるが、こうした事例は

少なくなく、あるいは料田が付されていたが故に、各坊からの役僧負担とは異なる扱いがなされていた可能性があらうか。年中行事部分十月の項には「天神籠田壱町」の記載があり、參籠の資を賄うための料田と推測される。また、「諸事条々」部分には、仏餉田、経上り田がみえ、「逝去」云々とあつていずれも葬送・供養に関わるものとみられる。ちなみに、大永八年(一五二八)三月二十一日付武田元光加判明通寺寺領目録¹⁶⁾には、御供田、理趣分田、羅漢田などがあつた。そして、何より「先年行事之算用」また「惣寺二度之算用」(「諸事条々」部分)という収支決算が、諸行事に対する惣寺としての財政措置の存在を示していると思われる。ついで(七)以下は、配分に関わるもので、(七)は上に厚い配分方式、(八)は天満宮の当番や惣寺の所用で他出という、いわば公用のため羽賀寺での行事に不參の者への配分、(九)は師匠・親・兄弟他界に関わる禁忌と病氣という、いわば不可抗力のための不參の者への配分を規定している。

それでは、このような記述の目的は何であろうか。これを窺知する上で参考になるのが、「諸事条々」部分の「志積浦山手之事、代物五十疋也、此支配坊別相定、上九人八廿九文充、下八人者廿八文充也、兩承仕を加て十七間配当也、為坊別上者、

縦其坊に人あまた有とも可出一分也、天文二年^{癸巳}二月二十一日^三定畢」との記述である。ここから、羽賀寺は上下十七坊から構成されていたことがわかるが、羽賀寺北東方の後背地で若狭湾に面した志積浦から収取する山手の配分について、あくまで坊別でその人的規模によらない旨規定している。坊の平等性^四ということもさることながら、配分をめぐる坊間の主張の相違や諍いの防止がその趣旨であるろう。ここから敷衍して考えるならば、負担をめぐる同様の状況が惹起される可能性は、常に存在したものと思われる。何となれば、これが胚胎する土壌として、前記坊の人的規模の相違や、役僧が年ごと行事ごとに入れ替わるなどのことを指摘しうるからである。やはり行事ごとの負担者など、「御供ノ規式并頭役或ハ座配或ハ房次第第二可勤仕条目」について詳細に記す文明十年（一四七八）成立の越前国越知山大谷寺年中行事末尾において、作成者である仲蔵房永澄が、「公役寺家ノ行事諸頭役以下坊領ヨリ出テ勤セン惣寄進ヲ納メ、順役ノ頭人敢テ不可致闕意ノ処ニ、万ケ一モ有如在ハ、於少分ハ為惣中可有堅催促、至大分ハ召放彼役田可為惣中之御計、猶以掠寺家公方、恣ニ於構押坊輩ハ、偏ニ背当山権現之冥助、可放寺家宿縁^五」と記しつけているのを見るならば、右の想定が必ずしも荒唐無稽なものではなく、他にもその例があることを知る。

そして、羽賀寺年中行事においても、「諸事条々」部分に「竹原天神宮大頭筋十三日供僧衆^六下物」として、膳や清酒など十項目に涉って列記し、「文安五年戊辰九月十三日以旧記写之」と注記しているのは、年中行事部分二月・九月の「頭差」の結果もたらされる実際の状況が、約一世紀前の記録によらなければならぬほど変化していたことを示唆しているのではないだろうか。

周知のように、中世寺院の坊は、坊領や本尊・聖教・資財をもつ自立的な存在であった。年中行事部分の記載は、これを当然かつ所与の前提とし、成文化することで負担と配分をめぐる曖昧さを排しつつ、寺院・寺僧としての存立意義の根幹に関わる年中行事を円滑に進めるために払われた、関心の大きさを示しているといえる。正当な事由による行事不参者への配分という一種の配慮も、右の関心に発し、寺僧の不満を抑えて求心性を保ち、年中行事遂行のための物中としてのまとまりを維持する目的のなせるわざにほかなるまい。そして、志積浦山手の配分規定が、天文二年におそらくは衆議によって定められたことに鑑みれば、これに相通する性向をもつ年中行事部分の作成は、これまでいわれるような単なる記録目的ではなく、坊と惣という二律背反^七を抱え込む寺家において、天文初年における内部秩

序の整備という関心の高まりと気運の中でなされたものと推測しても、あながち誤りとはなしえないであろう。

二 「諸事条々」

年中行事部分から「諸事条々」部分への移り変わりで注意されるのは、書体の変化である。具体的にみると、年中行事部分^②は第十七丁裏で終わり、第十八丁は当初墨付きなく白紙で、第十九丁表から「諸事条々」部分が始まるが、行草交じりからほぼ楷書となるのは、第二十二丁表からである。すなわち、「諸事条々」部分の冒頭は、それ以降の大部分と書体を異にし区別される。この点は、これまで全く言及されていない。

その理由を考えるため、第二十一丁裏までの冒頭部分の内容を示せば、一つ書で十七箇条を数えるうち、第一・二条は出家時の饗料と秋経入の際の饗膳、第三条から第七条までは甲、茶毘、中陰、卒都婆開眼など葬送・供養への寺僧の関与規定、第八条から第十条までは仏餉田・経上り田からの段銭と毎日の供米、第十一条は雨請への人的配置と手当、第十二・十三条は燈明料と寄進者名、第十四条は本堂上葺造畢供養、第十五条は「新田之公事之訴訟」と奏者、第十六条は志積浦山手配分規定(前

述)、第十七条は惣寺二度の算用での十疋未満の差額は年行事に帰属、というものである。第二条は年中行事と直接の関わりをもち、第一・三条から第七条は年中行事部分での諸行事への出仕資格規定と関連し、第八条から第十三条は年中行事以外の定期性をもたない宗教儀礼およびその関連、第十四条から第十七条は寺基に関わる事柄であり、いずれも年中行事の範疇外にあつてしかも寺家の宗教活動に伴う枢要な要素である。おそらく作成者は、年中行事には入らないものの、これとの関連で想起された諸々の事柄に「諸事条々」の見出しをつけ、年中行事部分と一連の意識のもと、これと同時にあまり隔たらないうちに記しつけたのではないだろうか。ただ、このように理解した場合、間にある一紙分の白紙の存在が問題となるが、あるいは単に両者を区切る意味であつたかとも思われる。

次に表れる形態上からの明瞭な区分は、第二十八丁と第二十九丁の間にある。すなわち、第二十八丁裏は、わずかに二行のみの記入であとは余白となり、第二十九丁表は何も書かれず、同裏から記入が始まるという具合に大きな空白部分があり、そこに記入の時間差あるいは記事の基底に流れる関心の表れ方の相違を想定することができるからである。

そこで、第二十二丁表から第二十八丁裏までの内容について

みると、まず、「西川奉加物米銭」について、その内訳、寺家への位牌立て置きと五十疋の寄進、経頼子への施入などを列記し、「累年於寺家之事者、依有熟根之施与、(中略)後生之寺僧為令存知記焉」と述べる。ついで、天文五年の寄進田島をめぐる寺家と惣百姓衆との相論解決についての顛末(後述)と、末寺であろうか来迎院と院領の返付安堵について記す。ついで、「当寺大檀那賀茂庄白井殿」が行った米銭奉納や堂舎修造について記す。賀茂庄(宮河庄の別称)は、国富庄の東方で、領主の白井氏は武田氏の有力家臣であった。ついで、「竹原天神宮大頭」の「下物」と、「御祈願所以後卷数条々」について記す。さらにその後は、寺僧、武田氏家臣、在地有力者による堂舎修造や法物寄進について列記している。

ここから、いくつかの特徴や注目点が見出される。

第一に、米銭・寺領・祈禱・堂舎・法物を媒介に、惣寺としての寺家とそれ以外の他者との関係のうちに生起した事柄という点で、おおむねまとまりをもつ。俗人によるものは当然として、寺僧によるものも、彼が坊に帰属するものであれば、惣寺を構成しつつもこれとは区別される存在とみられるからである。寺領をめぐることも、寺外の他者との関係を伴うことはいうまでもない。

第二に、第十九丁表から第二十一丁裏までとの関係である。

留意すべきは、右の記述内容も、純然たる寺院内部の事柄はそれほど多くなく、出家、葬送、段銭、雨請、寄進、修造、訴訟と、いずれも世俗との関連をもつ。すなわち、世俗と寺家との関係性の中の事象として、第二十二丁表以下の記述と、基礎的な関心において共通性をもつ。しかも、第二十一丁裏と第二十二丁表は料紙いっぱいに入りがなされ、喉の部分に余裕はなく、料紙の逸失がない限り、第二十一丁裏の記述に書きつなげる意図があったかと推断される。ただ、先述の通り双方の間で書体を異にしており、さらにこれまで指摘されていないが、文の体裁も異なる。すなわち、第二十一丁裏までは漢字平仮名交じり文であるが、第二十二丁表以降は平仮名が消えて片仮名となり、訓点を伴う漢文体が多くを占めるようになる。理由として考えられる要素は、二つある。一つは、時間的な隔たりである。何となれば、第二十二丁表から第二十八丁裏の部分が、まとまって書かれたものとすれば、その中途に弘治二年(一五五六)の紀年がみられ、これを成立の上限とすることができるところである。そしてもう一つは、右にみる第二十一丁裏までとの成立の時間差がもたらした、作文に意を用いる作成者の思想や関心の変化である。

第三に、注目点として文字の大きさがあがる。すなわち、羽賀寺年中行事全編を通じ最も大きいのは、「御祈願所以後巻数条々」と題し、武田元光・信豊父子へ進上の祈禱巻数について記した部分で、字数は少ないものの第二十六丁表全体を占める。しかも、前後とやや書体を変え、年中行事部分にみる連綿体こそほとんどないものの、墨線太く行草交じりの文字を連ねる。まさに特筆大書され、武田氏当主に関わって作成者の大きな関心のもとにあつたことがわかる。ところが、これに匹敵する大きさで書かれているのが、「賀茂庄白井民部丞殿、光範当寺依有恒例如法経其望、八木五石・鳥目参貫文、天文六年丁酉二月、一度施入有之、当代希之志也、永代奉納之義不可有退転者也」との部分で、行間を広くとり、記事の冒頭「庄」と「白」の字間は半文字分空けてすらあり、「当寺大檀那」である白井氏には、特筆大書されるべき大きな関心が払われていたことがわかる。そして、先の第二十六丁表に続く第二十六丁裏から第二十七丁表も、わずかに文字の大きさを減じつつ、僧俗による堂舎修造・法物寄進について記している。ここから、寺領の安堵に任ずる国主大名と寺家に大きく貢献する有力檀越とは、作成者の関心の内においてはほぼ同等ではなかったかと思われる。何となれば、前者の安堵は、土地の寄進・売却者あつてのものであり、

後者のような直接的な経済的・宗教的価値物の移動ではないからであろう。より身近な檀越の顕彰と、その寺家全体の記憶化が図られていたといつてよい。

第四に、前掲白井氏による如法経信仰に基づく米銭の施入が、「当代希之志」と高く評価されている問題である。天台宗系の如法経信仰は、追善・逆修を目的に、料足を寺院に施入し、如法経(多くは法華経)書写に結縁するもので、若狭国では十四世紀初頭以降中世を通じて、「全階層と思えるほど広い層にわたって」行われ、羽賀寺の場合、ほぼ国富荘がその信仰圏であつた。⁽²³⁾ところが、それらの施入者については、白井氏以外では、宮河荘の在地有力者と思われる河原宗兵衛死去時の料足寄進と、彼を「此檀那古今无比類、仏事等之志每事不知教」と称讚した箇所があるくらいである。ここに、不特定ともいいうる多様な施主と特定の檀越とでは、圧倒的に後者に関心が寄せられていたことを知る。

最後に、第二十九丁裏以降の部分である。まず、形態的に区切りとなる部分を示せば、冒頭一行のみであつた余白の第三十七丁表、⁽²⁴⁾冒頭二行のみであつた余白の第四十丁裏、⁽²⁵⁾末尾二、三分行を余白とする第四十一丁裏、四行目以前と五行目以降で文字の大きさが変わる第四十三丁裏であり、第四十四丁裏を

もって異筆部分を除き羽賀寺年中行事全体の末尾となる。最後の記事は、羽賀寺年中行事で最も新しい、永祿元年七、八月のものである。一見の通り、これまでの区切りと比べ、余白部分が少ないかである。しかも、詳細は次に述べるが、内容的にはこの部分の全体を通じ、ほとんど質的な差異はない。これらのことから、第二十九丁裏以降の部分は、弘治年間後半から永祿元年をあまり隔たらない比較的近接した期間に、数回に分けて記されたと推測される。

次に、その内容であるが、羽賀寺に関わること、他寺社に関わること、自然災害に関わること、治安に関わること、武田氏に関わることなどが、統一性なく列記されている。一つ書の各記事にはたいがい年代が付され、月日まで記す箇所も多く、何らかの記録や覚書をもとにしたものと思われる。天文法華の乱の顛末を記した部分には、末尾に「仍愚札之旨大概如件、天文五年八月日記之」とあり、依拠した資料の存在を窺わせる。年中行事部分などが天文七年以前の成立とすれば、作成者自身は認め集積していた資料に基づいたともみられよう。記事の多くは、享祿から天文年間のもので、年代記を意図していたか不明であるが、おおむね年代順の配列で、永正・大永年間のそれでは前後するところもある。

この部分に至って作成者の関心は、これまでの寺家とその宗教の護持に要約される世界から、寺院の内外を問わず一気にそれ以外へと広がる。なお、寺外に関して、この段階で初めて関心を抱いたものでないことは、前記依拠した資料の存在を想定することから推認される。そして、この関心には、一つの境界が存在していた。それは、自己認識の指標であり自己認識の同一性の拠り所としての地域的な国に、これを覆う統治者ないし権力体としての武田氏が重合し、羽賀寺年中行事では「若州」当国「自国」などの語によって表現されるところの観念の規定性である。これは、戦国大名化した武田氏が用いる「国家」という支配論理にも相通するものであり、先の意味での武田氏は、国への帰属意識とともに、作成者の寺家とその宗教存立の観念的価値基盤を構成する要素であった。かくて、第二十九丁裏以降の記事の地理的・人的範囲は、この観念に照らして有意味な、若狭一国か武田氏に関わる事柄におおむね限定されることになる。この点で、永祿元年七、八月における武田信豊・義統父子の対立と分裂を「当国引別」と表現し、その顛末を記すことをもって羽賀寺年中行事の筆が擱かれているのは、きわめて示唆的であろう。

ただ、第二十九丁裏以降の記述には、他国での出来事に多く

の筆を費やした部分が三つある。一つ目は、天文八年、越前国
氣比社より管弦の伝習を乞われ、寺僧が敦賀にて伝授した顛末
を記した部分である。ただ、これは寺家・寺僧の輝かしい実績
に関わる事柄であり、完全な他国のそれではない。二つ目は、
天文元年の大和国一向宗門徒と興福寺衆徒との鬪乱、法華宗門
徒も加わった山科本願寺焼き討ちについて記した部分である。

ここで作成者は、「山階本願寺成自立他破之跋、剩欲亡武家（中
略）欲振威於天下之条、甚以大逆也」と評している。前述の観
念に照らせば、「他力衆」「本願之党類」と呼ぶ一向宗が、相容
れない存在であったことは明白である。三つ目は、天文二年の
一向宗門徒による摂津国伊丹城攻撃と木沢長政率いる法華宗門
徒の救援、そして同五年の天文法華の乱について記した部分で
ある。「日蓮四国内阿波国小湊之人也、其母醜女、依之无男
夫義、悲无儲子之義而、日天子祈之三年也、其瑞有孕胎而生孩
子、七歳之後、其心利性而越余童、因清澄寺寂靜坊而学内外之
書、其後猶好学、登叡嶽、傍依于法華而、私立吾党之衆而滂流、
其派滔佚邪執、一天四海衆多者也、日蓮著殺害大難座四十八度
也、小々厄難不知其数^{云々}」と日蓮の人となりを記した部分は、
顛密僧の日蓮像として興味深いが、ここで作成者は、「日蓮党」
と呼ぶ法華宗門徒に対し、「彼等為猛惡之強敵、睿山為義兵軍衆、

（中略）為百戰百勝、所因神力冥助擁護也」と記している。天
台宗に連なる羽賀寺の立場からは、延暦寺が敵視する法華宗が
相容れない存在であったこともまた明白である。この二宗の張
行が、自らの宗教に照らし、負の価値をもつものとして作成者
の関心を引いたことはまちがいない。だが、それ以上に、顛密
仏教・武家勢力との鬪争をへて、山科本願寺焼き討ちと天文法
華の乱に至る一つの帰結が、記念すべき同勢力の宗教的勝利と
して大きな関心のもとに置かれ、記憶すべき事柄として記述さ
せた考えられるのである。

三 卷数と礼

こうして、羽賀寺年中行事は、同寺および作成者の宗教活動
に関わって導き出された関心をもとに編まれたといえるが、さ
らにここでは、費やされた字数は多くなく大きな関心が払われ
ていないようにみえるものの、右の宗教活動について知る上で
看過しえない記事を取り上げる。それは、既出の年中行事部分
十二月の「十三日、卷数院主御坊御調あり」との記述で、送り
先は小浜政所税所代永井殿、国富三方、畑田殿であった。

まず、右のうちの小浜政所は、武田氏の本拠後瀬山城が見下

ろす若狭国の流通経済の中心小浜の現地支配機関である。小浜代官を有力家臣の内藤・粟屋・山県氏が歴任し、税所代永井氏はその配下で寺社奉行でもあり、段銭徴収や小浜を含む国衙税所の別名今富名（荘）支配など、広範な任にあたっていたという。ちなみに、今富名は国富荘に隣接する。

次に国富三方とは、支配系統を異にした国富荘領家方本所分・半済分および同荘地頭方のこととみるべく、三者をもって国富荘全体をさすものとなる。ただ、国富三方の語の前が永井氏、後が畑田氏であることから推せば、この場合もまた、特定の立場にある人物ととる必要がある。よって、巻数の送り先を記して「国富三方へ一本充一部」とあるのは、三者各一本ずつの意ととるべく、具体的には本所分の領家壬生家方代官と半済分の守護方の給人をさすことはまちがいない。ただ、現段階では人物名を特定するまでには至らない。そして、地頭方については、地頭職が得宗領から小槻氏、東山太子堂（速成就院）の知行へと推移し、これが少なくとも延徳二年までは継続していたとされているが、「国富地頭分犬熊野浦田地」二段の寄進の旨を記した永正十二年（一五一五）三月十九日付月甫清光袖判地頭政所瑞泉田地寄進状をみると、日下に署判の「地頭政所瑞泉」は、袖判を据えた月甫の指揮命令下にあり、その月甫は当

主武田元信の叔父であった。さらに月甫は、享祿二年正月十一日付同袖判浄泉安堵状において、「国富地頭分羽賀村貞家名四分屯田地老段」を買得者の羽賀寺奥坊（「奥之坊」とも）台尊に安堵しているが、浄泉も月甫の指揮命令下にあったことはいうまでもない。ここで、翻って右の年代についてみると、延徳二年は月甫の兄弟武田国信の没年であり、永正十二年・享祿二年は、武田氏の戦国大名化が推し進められたその子元信・孫元光期に相当する。よって、戦国大名化の過程で、国富荘地頭分の支配は武田氏一門の月甫の手に移り、右の「地頭政所」はその現地支配機関であったとみられる。さらに、年中行事部分正月二日には「羽賀政所へ礼」、同四日には「領家方本所」「半済」へ礼の旨記されている。後二者が、本所分・半済分の現地支配機関であることは明らかであり、ここから推すに「羽賀政所」とは、前記「地頭政所」のこととだろう。

最後に、畑田殿は、羽賀寺の北西に山を越し、小浜湾に面した畑田（甲ヶ崎）城の武田氏家臣畑田氏である。同氏については、「諸事条々」部分に、鎮守羽賀姫明神拝殿建立に際して合力のあったことが記され、永祿四年には羽賀寺池坊充武田信豊書状の副状を認めている。羽賀寺所縁の檀越の一人とみてよいであろう。

それでは、これらの人物が支配に任じた地域と羽賀寺とは、先にも述べた同寺の如法経信仰圏との関わりもさることながら、どのような関係にあったのだろうか。

まず、今富名内小浜近傍竹原（たわら）の地には、羽賀寺が六口の供僧職を有する竹原天満宮が所在した。先に登場した「天満宮」「竹原天神宮」「竹原」「天神」とは、全て竹原天満宮のことであり、年中行事部分二月の項に「天満宮当番之供僧」とあるところから、供僧が交替で勤めていたことがわかる。また、小浜自体は千部経会の舞台となった。これは、遠敷郡内頭密寺社の修造勸進を目的とし、あわせて武田氏物故者への焼香もなされ、宝徳年間から明応七年（一四九八）まででは六回行われたというもので、「諸山参会勤行」「千部経集成前後事者、暫限（遠敷郡）中郡、就公役御仏事、惣国衆徒同心前致参上」とされ、当然のこと羽賀寺僧も加わっていた（「諸事条々」部分）。今富名小浜周辺は、羽賀寺の宗教活動の場となっていたのである。

次に、国富三方の語が含意する国富荘である。まず、年中行事部分正月の項をみると「勢馬堂之別当、七和尚以下毎年番々の役なり」とあって、同堂は羽賀寺が別当職を有する別当所であった。在所は、近世の異筆部分によれば、国富荘内政所谷であった。そして、羽賀寺年中行事の異筆部分には、勢馬堂も含

め同寺の別当所が複数記されているが、それらは一部を除き、国富荘内に所在する鎮守・村堂とみられる。また、除いた一部は、小浜湾の東を限る内外海半島基部の諸浦およびその西南方に隣接する西津荘内に所在する。これらの堂社の多くが、おそらく近世以前から羽賀寺の別当所であったことは、勢馬堂が中近世双方の記述にみえることや、「諸事条々」部分の異筆の書き込みで、天正八年（一五八〇）開帳の「阿納浦観音（中略）往古可依為当寺之別当所」などあることから推察される。かくして、右の別当所が所在する地域においても、同所を拠点に羽賀寺の宗教活動が行われていたとみられる。

その具体相の一端は、前掲勢馬堂についての記述に続け、「壹斗別当酒参斗御行之酒米地下へ出之、式斗五升地下へ振舞に出之」「七升年中仏供に下用あり」とあるところから窺える。それは、年初の行であり、また仏供を必要とする宗教儀礼で、地下への下行・振る舞いを伴っていた。一方、これらの堂社には、正月・二月の行、三月三日・五月五日・九月九日（節供）、廻神事、放生会、灯明、鐘擗、修理などの用途を示す語を伴う仏神田が付随していたことが、遠敷郡宮川保での事例から敷衍して推察され、作職を進退し知行する者には、分米収取の一方で修理勤行の維持が求められていた。ここでも小規模ながら年中

行事的な宗教儀礼が行われ、これに別当職を保持する寺院と在地側の双方が関わる中で、仏神田をめぐる耕作と負担、宗教儀礼に伴う在地への振る舞い・下行という、一種の互酬的な関係が形成されていたとみられる。別当所をめぐる宗教活動は、在地との一定の協同の中で行われていたといえよう。

こうした宗教活動の拠点が、右に掲げた関係地域内の全ての堂社を網羅していたかどうかは不明であるが、しかし面的な広がりをもつて展開していたことは確かである。羽賀寺による歳末の巻数進上は、自らの宗教活動の場に対する領域的支配秩序の存在を前提とし、その体制内的存在としての護持と宗教活動への報酬という意味合いをもっていたと考えられる。また、歳首の礼も、国富三方のほか、税所代永井氏、小浜政所、そして同代官粟屋元隆へも行われており（年中行事部分¹⁰）、同様の趣旨であったろう。なお、それらの領主が、寺家の抱える紛争解決に一役買う場合もあった。すなわち、「諸事条々」部分には、天文五年に、地頭方の寄進田畠をめくり、惣百姓衆から寺家の押妨ありと訴訟に及んだ（詳細は不明ながら、おそらく一円寺領と認識しない惣百姓衆と、その故に耕作を押し止した寺家との対立か）時、寺内で対決か和融か対応が揺れ動く中、小浜の法廷での奏者への運動により、寺家有利の情勢となったその後、

「浄泉公政所¹¹、登臨^{アツテ}而被教訓百姓衆」、寺家へは耕作容認命令が出される一方で、安堵の御判が下されることになったとある（取意）。浄泉は、前記月甫の指揮下にあり、この結果羽賀寺では、「永元寺東堂」すなわち月甫に五貫文を進上し、記事の末尾で謝意を込めて、「後代之衆僧此等義能々可令存知者也矣」「御懇志之段、後代可令存知者也矣」と結んでいる。

このようにみえてくると、巻数進上の三番目に畑田氏が登場する理由も、自ずと明らかとなる。それは、同氏の拠点畑田（甲ヶ崎）城が、前記別当所の分布する内外海半島基部の諸浦および西津荘のほぼ中央に位置しており、同氏が右の諸地域の領主であったとみられるからである。ただ、歳首の礼の対象には記されておらず、その理由は不明とせざるをえない。かくして、勢馬堂のみ年中行事部分に記された理由こそ明らかでないものの、歳末の巻数進上と歳首の礼の対象である特定領主の支配領域内であることをもって、逆に後の異筆部分から抽出される別当所の、少なくとも戦国期にまで遡ることが見通されることになるのである。¹²

むすび

羽賀寺年中行事に表された関心は、同寺とその宗教の存立・維持に起発するものであった。これは、当然のことであるが、その表れ方は一様でない。改めて要約すれば、年中行事の遂行とその背後にある寺内秩序、寺家の護持に関わる檀越などとの関係、自らの宗教に有意味な自らをも含む若狭国内外の諸事象という三層構成であった。関係論的にみれば、内、内外の関係領域（中間）、外という、特定の認識主体による社会環境への関与の形態と同一である。特徴をあげれば、年中行事の入り・遂行者というきわめて具体的な世界から、特定の他者との関わりという一種類型化・抽象化される段階、そして観念的な価値によって選択される事象世界へと同心円状に広がることであり、寺家からの距離に比例して根底にある観念性が増すとともに、羽賀寺年中行事そのものの構成を規定していた。しかし、この構成は、当初より意図的になされたものではないであろう。それは、各部分成立の時間的間隔もさることながら、何より記事の内容が、三層構成に従って截然と分けられてはならず、相互に少なからぬ出入りがあり、わずかではあるが重複すら存在

するからである。それ故、きわめて自然な日常的な関心の赴くに従い、未だ筆を割かぬ外縁へと、思考と記述が拡大していった結果と考えられる。

そうだとすると、その関心が羽賀寺年中行事を通じて映し出す羽賀寺の宗教世界は、日常の一地方顕密寺院のそれとして、きわめて貴重なものとなる。すなわち、別当所を拠点に在地社会とつながりつつ面としての広がりをもって展開する宗教活動の領域、これと重なり合いつつ展開する如法経信仰など多様ないし不特定な篤信者との宗教活動の領域、必ずしも地域性を第一義としない特定の有力檀越との宗教活動の領域の、これまた三層構造を呈していた。羽賀寺年中行事が垣間見せる寺僧の葬送への従事も、こうした構造の重合を背景になされていたと考えられる。戦国期における村落上層の家の形成を踏まえれば、寺外における対象は、彼等から地域の領主までを主とするものであったろう。

このことは、中世後期の若狭国顕密寺院の宗教活動の大宗を、祈願所や雨請といった祈禱に帰する言説に、多少なりともつけ加えるものがあることを示している。すなわち、位牌の建立や追善・逆修を目的とする如法経信仰の広がりをみれば、羽賀寺をはじめ主要顕密寺院のいくつかは、供養寺の機能を果たして

いたことになる。その前段の葬送への従事も羽賀寺では十六世紀前半には行われており、他寺に及ぼしうる、また十五世紀に遡りうる可能性は十分に想定されよう。かくして浮かび上がるのは、祈禱と葬送・供養とを表と裏とする、中世後期の地方顕密寺院像である。

ところが右に総括したような宗教世界は、たとえば面的な広がりをもつ宗教活動の領域とこれに対応する領主との宗教的儀礼関係のように、その具体像を直接に指し示さしたる古文書を残していない。多くの場合、戦国期地方顕密寺院文書の中心を占める寄進、安堵や祈願所、禁制、掟など、殊なる出来事の内容を文字化された古文書によつては、みえてこない部分である。必要に応じて「史実」を切り出す便利な年代記とされるばかりであったが、作成者の日常的な関心に裏づけられ、生きた陳述ともいえる羽賀寺年中行事の価値は、改めて再認識されるべきであらう。

以上、史料の可能性と限界性を露わに引きずるものであつても、一つの史料につき、内容ごとの解体や無個性化をせず個としての全一性を保ったまま、その内側からする歴史の叙述を試みてきた。それは、理論的にも実証的にも容易に及び難い程度高度化された中世顕密仏教研究の間にこぼれた、拙い落ち穂拾い

に過ぎないことを記して小論の結びとする次第である。

注

- (1) 『小浜市史』社寺文書編(一九七六、以下、出典を明記しないものは全て本書による)羽二四(羽は羽賀寺文書の略、次の数字は文書番号、以下同じ)。引用に際し、原文の調点や読み仮名を便宜省略した箇所がある。なお、本書には、わずかながら訂正すべき部分があるが、社寺文書編としての利便性をもってこれによる。
- (2) 羽賀寺縁起(羽四七・四八)。
- (3) 刊本に、武田久二氏編『当寺年中行事 本浄山羽賀寺』(小浜郷土史会、一九五七、筆者未見)、福井県立図書館他編『小浜・敦賀・三国湊史料』(福井県郷土誌懇談会、一九五九)、『小浜市史』社寺文書編(前掲)、谷川健一氏編『日本庶民生活史料集成』一三年中行事(三一書房、一九八二)、『福井県史』資料編九中・近世七(一九九〇)など、原寸複製本に赤見貞氏編『羽賀寺年中行事』(若狭史学会、一九七四)がある。ちなみに、原寸複製本には、羽賀寺年中行事についての先駆的研究である薮田益二氏『羽賀寺年中行事について』(一九五七)があわせて収められている。
- (4) 書誌的な知見は、『日本庶民生活史料集成』一三年中行事(前掲)所収「羽賀寺年中行事」の解題(須磨千頼氏執筆分)による。なお、『小浜市史』社寺文書編(前掲)所収「羽賀寺文書」の解題も参照。ちなみに、『福井県史』資料編九中・近世七(前掲)「羽賀寺文書」解題において、作成者を元禄三年(一六九〇)までの歴代住持としつつも、異筆の注記部分は右二書と変わらず、全文同筆という認識を共有しているようである。なお、一つ付加すべきは、福井県文書館所蔵デ

デジタル画像複写物によれば、原表紙見返しに、うっすらと左文字の墨痕が認められることである。現状では、確認する手立てはないが、その位置関係から第一丁表の墨移りでもあろうか。

- (5) 寺社政策を含む武田氏研究の諸側面において利用されており、これについては河村昭一氏著『若狭武田氏と家臣団』（戎光祥出版、二〇二二）および同書「参考文獻一覽」所載著書・論文を参照。

- (6) 『福井県史』通史編二・中世（一九九五）第六章第一節一「宗教秩序の変容」（平雅行氏執筆分、なお、同節三「大名と寺社」（松浦義則氏執筆分）・同章第二節一「天台・真言系寺院の活動」（杉本泰俊氏執筆分）も参照。加えて、林文理氏「戦国期若狭武田氏と寺社」とくに顕密寺社を中心に」（有光友学氏編『戦国期権力と地域社会』、吉川弘文館、一九八六、後木下聡氏編著『若狭武田氏』シリーズ・中世西国武士の研究四（戎光祥出版、二〇一六）に再録。は、戦国期若狭国の寺社を全体的にとらえる中で、顕密寺院を中心に俗権力との関係を一つの軸に、その機能と活動について、俯瞰のかつ構造的・制度的に述べられる。なお、寺社の動向をも含む中世若狭国および武田氏に関わる知見は、特に断らない限り、主に『福井県史』通史編二・中世（前掲）、河村氏前掲著書および同書「参考文獻一覽」所載著書・論文によった。
- (7) なお、林氏前掲論文では、信豊の正誕生日以外になぜ正・五・九月が選ばれたか不明としておられるが、三齋月であるが故の事である。
- (8) 『小浜市史』社寺文書編（前掲）では、この部分を「正・九月」とし、五を落としている。

- (9) 羽一八。以下、紙幅の関係で、原則注における個別文書名を略す。
- (10) 羽一七・一八・一九・二〇。
- (11) 明通寺文書一七。
- (12) 原寸複製本および福井県文書館所蔵デジタル画像複写物による。次章に述べる羽賀寺年中行事の形態的な考察も、これらによる。なお、複

写物の入手には、福井県文書館田川雄一氏のお世話になることができ。ここに記して謝意を表する次第である。

- (13) ちなみに、明通寺文書七・七九によれば、院主頼弁と同祐尊の在職期間が不明な点に限界があるが、文明十年（一四七八）から同十四年の間に、院主は前者から後者に交替している。

- (14) なお、下中邦彦氏編『福井県の地名』（日本歴史地名大系一八、平凡社、一九八二）「文獻解題」羽賀寺年中行事の項の「解説」（舟沢茂樹氏執筆分）には、根拠を示されないまま「天文元年羽賀寺住持台芸が起筆し、その後の住職によって一書書継がれた記録。最初に同寺の年中行事を記しているが、大部分は若狭の出来事を録した年代記。台芸の執筆した天文年間の記事がほとんどである」とあるが、ここでも院主の年齢と同一人の執筆との間の問題が生じる。台芸は、天文二十一年に年中行事、同二十三年に竹原天満宮（後述）供僧であり（諸事条々）部分）、明通寺祐尊が院主の前に年中行事を勤めていること（注（13）文書参照）と引き比べ、「天文元年羽賀寺住持台芸」というのもいかがであろうか。

- (15) 「諸事条々」部分に、「竹原天神宮大頭詰十三日供僧衆下物之事」とあることによる。

- (16) 明通寺文書一六。
- (17) 林氏「地方寺社と地域信仰圏——若狭における如法経信仰——」（『ヒストリア』九七、一九八二）参照。なお、注（19）も参照。
- (18) 『日本庶民生活史料集成』一三年中行事（前掲）。

- (19) 林氏注（17）論文では、地方寺社の組織の特質として、坊の独立性と平等性、寺家の集中性をあげておられるが、さらに進んで寺内における相互の関係性については言及しておられない。

- (20) 現状では、この第十八丁表に異筆の書き込みがなされている。
- (21) 現状では、異筆の書き込みがなされている。なお、第二十二丁裏にも

- 数行程の余白があるが、これは当初一つ書の項目ごとに丁を分かつて記そうとしたものの、最初の二つ書（後述）「西川奉加物米銭」でやめたことを示すものであろうか。
- (22) 坊名を冠する六人のうち三人が、天文二十三年当時の竹原天満宮供僧の坊名と一致すること（「諸事条々」部分、その他の三人と冠しない者三人についても、前後の記述内容から寺僧と判断して齟齬のないことによる。ただ、一人遠敷郡「小南正照院法師」とある「弘海」は、「護摩堂弘海」と称せられており、真言宗寺院正照院から来住した真言僧で、護摩堂を拠点とする客僧であつたらうか。
- (23) 詳細は、林氏注（17）論文参照。なお、松浦氏他著「越前・若狭の戦国」（岩田書院、二〇一八）第七章三「若狭の寄進札」（同氏執筆分）では、中近世の「真言宗系寺院」のこととするが、不正確である。
- (24) (25) 現状では、異筆の書き込みがなされている。
- (26) 羽二二・二三、年中行事部分正月四日の項参照。
- (27) 網野善彦氏他編『講座日本荘園史』六北陸地方の荘園近畿地方の荘園一（吉川弘文館、一九九三）「国富荘」の項（須磨・杉本氏執筆分）。『小浜市史』通史編上巻（一九九二）第二章第六節二「終末期の荘園」の「国富荘の衰退」（須磨氏執筆分）も参照。
- (28) 犬塚区有文書一（『小浜市史』諸家文書編二、一九八〇）。
- (29) 羽一六。
- (30) 以上のように国富荘の支配関係を理解した場合、羽賀寺の背後天ヶ城の内藤氏の位置が問題となるが不明とせざるをえず、あるいは半済分と何らかの領有関係を有したのであろうか。
- (31) これまで国富三方と畑田殿をめぐっては、「一本（一部）は国富・三方代官（畑田殿宛）へ（中略）進上」（林氏注（6）論文）と理解されてきたが、国富と三方は別物ではなく、巻数も「国富・三方」へ一本ではなく、根拠の不明なまま畑田氏をその代官とみることもできない。
- い。ちなみに、林氏が依拠した『小浜市史』社寺文書編（前掲）も、「国富・三方」と表記するが、『福井県史』資料編九中・近世七（前掲）では、当該部分を「国富三方」（羽二七）と表記し、一体のものとする理解の存在を示している。
- (32) 羽二六。なお、同二五・二七・三三も参照。
- (33) 羽一四。
- (34) 明通寺文書一〇三・一〇四。なお、関連して同九四・一〇二・一〇五・一〇六も参照。
- (35) その一覽は、林氏注（6）論文所載「第8表羽賀寺別当所」参照。
- (36) 林氏前掲両論文では、羽賀寺年中行事の異筆部分から検出される別当所を、そのまま中世のものとして叙述しておられるが、中世に遡りうるか否かの検討が先であり、手続としては逆である。
- (37) 中世末頃と推定される年月日未詳宮川保神田堂田段別書上（清水三郎右衛門家文書一、『小浜市史』諸家文書編四、一九八七）。
- (38) 羽二三。
- (39) 注（37）文書には、堂社ごとに仏神田を列記した後知行主体が記されているが、多くは村落上層の在地土豪と思いき有姓者か「惣中」である。そしてこの場合、得分の貢納と収取において、別当である寺院との関係がなかったとは断言できない。それは、作職と得分権の保持とは、必ずしも一致しないからである。
- (40) なお、年中行事部分と「諸事条々」部分との間に、「年始公方^五礼儀引付覚」と題し、「一八百二文 羽賀寺」などと、主な顕密寺社の拠出額を記した異筆部分があるが、これと年中行事部分二月五日の「小浜政所殿へ礼、四百八十文羽賀寺分支配定」との関係は不明である。しかも、右異筆部分には、国衙祈禱分であった常満保と国分寺はみえるが、名主職などの知行でこれと関わりをもつ明通寺など有力寺院がみえない。よって、史料性格が不分明であり、使用を留保する。ちな

みに、林氏前掲論文では、右異筆部分をもって、守護への年始の礼について論じられている。

(41) 「以在浜之義種々奏者」申入」との一節が前段にあり、小浜政所の可能性もあるが、直接領域支配に任じたであろう羽賀政所と考えておく。

(42) なお、別当所をめぐっては、武田氏のように同所を含めた寺社領の安堵について、大名権力の在地深化への関心の可能性、別当所所在地域の領主の相対化の可能性をも検討すべきであろうか。

(43) 顕密寺院と葬送に関しては、永享六年(一四三四)七月二十六日付観心寺衆議評定事書について、「一五世紀においてもなお地域の真言宗寺院が葬送に携わっていたことを示して」おり、本史料は「地域寺院が果たした社会的機能を考える上でも重要である」(黒田俊雄氏編『寺院法』(集英社、二〇一五)「補注」一〇五四・五頁(大石雅章氏執筆分))とされているが、羽賀寺年中行事はこれに劣らず「重要」であり、事は観心寺一寺の問題ではなく、広く中世後期地方顕密寺院に拡大して「考える」べき問題である。なお、『越前・若狭の戦国』(前掲)第七章二「寺社と地域の人々」(松浦氏執筆分)では、「羽賀寺においては」と限定して葬式の導師は「普通に見られるようになった」との理解を示しておられる。史料的にはそうであるが、これまた他寺に及ぼして考えるべき問題であろう。